

令和6年7月31日

緑化委員会について

1 位置づけ

みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の規定により、区長の附属機関として緑化委員会を設置しています。

【所管事項】

- 区長の諮問に応じ、つぎに掲げる事項の調査審議をする。
 - (1) みどりの基本計画の策定および変更に関すること。
 - (2) 郷土景観保全計画の策定および変更または廃止に関すること。
 - (3) ねりまの名木の指定および解除に関すること。
 - (4) 保護樹木等の指定解除の通知を受けずに伐採を行った者などの氏名等の公表に関すること。
 - (5) 上記(1)から(4)のほか、みどりの保全および創出に関する重要な事項
- みどりの保全および創出に関する重要な事項について、区長に意見を述べる。

2 組織

委員 20 人(区民等 11 人、区議会議員5人、学識経験者4人)以内
※会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 通常のカ催時期(予定)

7月、11月、3月